平成２２年（フ）第４１７号
千葉県市原市米沢588番地19
債務者　平石　光子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
千葉県君津市杢師４丁目24番４―104号
債務者　小倉　正子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４６号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場1285番地10
債務者　平本　健一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０号
富山県魚津市末広町４番５号、前住所富山県黒部市若栗3700番地21
債務者　古川　敏道
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１５号
山梨県上野原市上野原2463番地
債務者　櫻井　玉裕
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
山梨県富士吉田市小明見1863番地の３
債務者　萱沼さつき
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地
河口湖小立団地１号館103号
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
長野県松本市大字内田61番地５
債務者　大前　雅樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８７号
長野県塩尻市大字広丘高出５番地28
債務者　田村かおる
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９８号
長野県松本市寿南１丁目31番10号
債務者　北島勢津子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４００号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地１棟308号
債務者　増田　文彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６号
大津市大江４丁目４番１号アベール大江501、前住所大津市大江２丁目11番16号
債務者　木村愛梨こと　朴　　愛梨
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
滋賀県草津市野路２丁目15番１号
債務者　服部　光男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
大津市大萱７丁目21番８―102号
債務者　大林　幸枝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口37番地21
債務者　奥野　博之
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７５号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口37番地21
債務者　奥野　典子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５０号
奈良県北葛城郡王寺町明神２丁目１番22号
債務者　鎌田　守子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
奈良県橿原市葛本町692番地の13、前住所奈良県橿原市見瀬町378番地の３
債務者　大元　静香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係